

秋田県条例第三十九号

秋田県税条例の一部を改正する条例

秋田県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第一項中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に、「あわせて行なう」を「併せて行う」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十九条の見出し中「払込」を「払込み」に改め、同条中「第四十二条第三項」を「第七百三十九条の四第二項」に、「によつて」を「により」に改める。

第四十一条第一項第二号から第四号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第五号中「によつて」を「により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改める。

附則第九条第一項中「又は」を「、第三十五条の三第一項又は」に改める。

附則第十条第三項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

附則第十二条の三第一項中「租税特別措置法第三十七条の十三第一項」を「県民税の所得割の納税義務者（租税特別措置法第三十七条の十三第一項）に、「この条において同じ」を「この項及び第六項において同じ」に、「県民税の所得割の納税義務者」を「もの」に、「第三項」を「」又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する株式会社と同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（当該株式会社の発起人であることその他の令附則第十八条の六第二項に規定する要件を満たすものに限る。）に限る。第三項」に、「租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項」を「同法第三十七条の十三の三第一項」に、「附則第十八条の六第三項」を「附則第十八条の六第五項」に改め、同条第六項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改め、同条第五項中「附則第十八条の六第四項」を「附則第十八条の六第五項」に改め、同条第六項中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に、「附則第十八条の六第六項」を「附則第十八条の六第六項」に改める。

附則第十四条の七第一項中「附則第六条の十七第一項」を「附則第六条の十八第一項」に改め、同条第二項中「附則第六条の十七第二項」を「附則第六条の十八第二項」に改める。

附則第十六条第一項中「附則第七条第十四項」を「附則第七条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

附則第十八条の十一中「附則第十二条の二の十第一項」を「附則第十二条の二の十」に改める。

附則第十八条の十二第二項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

附則第十八条の十四第四項中「トラック（法施行規則）の下に「附則第四条の十一第十一項」を加え、「に規定するもの（次項）」を「附則第四条の十一第十項に規定するもの（第六項）」に改め、「もの（法施行規則）」の下に「附則第四条の十一第八項」を加え、同条第五項中「附則第四条の十一第十七項」を「附則第四条の十二第十二項」に改め、同条第六項中「乗用車（法施行規則）の下に「附則第四条の十一第十四項」を、「バス（法施行規則）の下に「附則第四条の十一第十五項」を、「もの（法施行規則）」の下に「附則第四条の十一第十三項」を加え、同条第七項中「附則第四条の十一第十九項」を「附則第四条の十一第十六項」に改める。

附則第十九条第三項第二号中「附則第五条の二第七項」を「附則第五条の二第二項」に改め、同項第四号中「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第三項」に改め、同項第五号中「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第四項」に改め、同項第六号中「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第五項」に改め、同条第四項第一号中「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第六項」に改め、同項第二号中「附則第五条の二第十二項」を「附則第五条の二第七項」に改め、同項第三号中「附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第八項」に改める。

附則第十九条の三第二項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

附則第二十七条の二第一項の表附則第十条第三項の項及び同条第三項の表附則第十条第三項の項中「第三十五条の二まで」を「第三十五条の三まで」に、「第三十五条の二」を「第三十五条の二、第三十五条の三」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十七条の三、第三十九条及び第四十一条第一項の改正規定並びに附則第十二条の三、第十八条の十二第二項及び第十九条の三第二項の改正規定並びに次項から附則第五項までの規定 令和六年一月一日

二 附則第十八条の十一の改正規定 令和七年四月一日

（県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の秋田県県税条例（次項から附則第五項までにおいて「新条例」という。）第三十七条の三第一項、第三十九条及び第四十一条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第十二条の三の規定は、同条第一項の県民税の所得割の納税義務者が令和五年四月一日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、この条例による改正前の秋田県県税条例附則第十二条の三第一項の県民税の所得割の納税義務者が同日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 新条例附則第十八条の十二の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「一号施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 新条例附則第十九条の三の規定は、令和五年度分の一号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの一号施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。